

平成26年度施策の事前分析表 (資料1～資料6)

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)					担当 部局名	労働基準局労災補償部補償課 大臣官房統計情報部	作成責任者名	補償課長 若生 正之 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室長 野地 祐二																																																					
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																																																							
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>825,236,779</td> <td>823,579,010</td> <td>817,870,706</td> <td>810,621,447</td> <td>805,864,043</td> <td>794,617,094</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>1,390,205</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>1,030,652</td> <td>241,258</td> <td>-458,612</td> <td>637,403</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>826,267,431</td> <td>825,210,473</td> <td>817,412,094</td> <td>811,258,850</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>773,006,961</td> <td>779,077,515</td> <td>785,627,787</td> <td>764,737,096</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(％、e/d)</td> <td>93.55%</td> <td>94.41%</td> <td>96.11%</td> <td>94.27%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	825,236,779	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043	794,617,094	補正予算(b)	-	1,390,205	0	0			繰越し等(c)	1,030,652	241,258	-458,612	637,403			合計(d=a+b+c)	826,267,431	825,210,473	817,412,094	811,258,850			執行額(千円、e)	773,006,961	779,077,515	785,627,787	764,737,096			執行率(％、e/d)	93.55%	94.41%	96.11%	94.27%			施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 的なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																								
当初予算(a)	825,236,779	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043	794,617,094																																																								
補正予算(b)	-	1,390,205	0	0																																																										
繰越し等(c)	1,030,652	241,258	-458,612	637,403																																																										
合計(d=a+b+c)	826,267,431	825,210,473	817,412,094	811,258,850																																																										
執行額(千円、e)	773,006,961	779,077,515	785,627,787	764,737,096																																																										
執行率(％、e/d)	93.55%	94.41%	96.11%	94.27%																																																										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実現する。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○																																										
24	25	26	27	28																																																										
			○																																																											
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																				
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	188日 23年度		170日	28年度	188日以下	180日	180日	175日	170日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(脳・心臓疾患事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(188日)から約10%減とした。																																																				
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	255日 23年度		230日	毎年度	230日	230日	230日	230日	230日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(255日)から約10%減とした。																																																				
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																					
3 -	-		-	-	-	-	-	-	-	-																																																				
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-																																																				
4 -	-		-	-	-	-	-	-	-	-																																																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	785,784 百万円 (756,937百 万円)	780,348 百万円	776,065百 万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。	420
(2) 職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	7,210 百万円 (7,165百 万円)	6,306 百万円	6,068百万 円	1, 2	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることになったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うことになった。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	421
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	14,565 百万円 (11,323百 万円)	14,181 百万円	14,451百 万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等)、労災保険給付システムの賃貸借料等)を行う。	422
(4) 労働災害動向調査費(昭和27年 度)	18百万円 (14百万円)	18百万円	16百万円	—	事業所調査30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 総合工事業調査総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	423
(5) 労働安全衛生調査費(昭和41年 度)	21百万円 (12百万円)	21百万円	16百万円	—	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	424

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-8-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)					担当 部局名	労働基準局労災補償部労働保険徴収課	作成責任者名	労働保険徴収課長 山本 靖彦																																																					
施策の概要	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図るため、労働保険料の収納率の向上や未手続事業の解消を推進する事業を行うもの。					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること																																																							
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>81,114,594</td> <td>77,437,156</td> <td>70,220,122</td> <td>76,364,235</td> <td>74,286,353</td> <td>85,524,889</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>41,441</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>22,992</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>81,114,594</td> <td>77,501,589</td> <td>70,220,122</td> <td>76,364,235</td> <td>74,286,353</td> <td>85,524,889</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>61,215,285</td> <td>56,374,409</td> <td>54,822,032</td> <td>70,681,698</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行率(%, e/d)</td> <td>75.5%</td> <td>72.7%</td> <td>78.1%</td> <td>92.6%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	81,114,594	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353	85,524,889	補正予算(b)	0	41,441	0	0	-	-	繰越し等(c)	0	22,992	0	0	-	-	合計(d=a+b+c)	81,114,594	77,501,589	70,220,122	76,364,235	74,286,353	85,524,889	執行額(千円、e)	61,215,285	56,374,409	54,822,032	70,681,698	-	-	執行率(%, e/d)	75.5%	72.7%	78.1%	92.6%	-	-	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																								
当初予算(a)	81,114,594	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353	85,524,889																																																								
補正予算(b)	0	41,441	0	0	-	-																																																								
繰越し等(c)	0	22,992	0	0	-	-																																																								
合計(d=a+b+c)	81,114,594	77,501,589	70,220,122	76,364,235	74,286,353	85,524,889																																																								
執行額(千円、e)	61,215,285	56,374,409	54,822,032	70,681,698	-	-																																																								
執行率(%, e/d)	75.5%	72.7%	78.1%	92.6%	-	-																																																								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○																																								
24	25	26	27	28																																																										
			○																																																											
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>97.8%以上</td> <td>97.7%以上</td> <td>前年度以上</td> <td>前年度以上</td> <td>前年度以上</td> <td>97.7%</td> <td>集計中</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>40,454以上</td> <td>38,111以上</td> <td>前年度以上</td> <td>前年度以上</td> <td>前年度以上</td> <td>38,111</td> <td>集計中</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>	年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	97.8%以上	97.7%以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	97.7%	集計中	/	/	/	40,454以上	38,111以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	38,111	集計中	/	/	/	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
年度ごとの目標値					年度ごとの実績値																																																									
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																					
97.8%以上	97.7%以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	97.7%	集計中	/	/	/																																																					
40,454以上	38,111以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	38,111	集計中	/	/	/																																																					
1 労働保険料収納率	集計中 25年度	前年度以上 毎年度		・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。																																																										
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	集計中 25年度	前年度以上 毎年度		・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。																																																										
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">施策の進捗状況(目標)</th> <th colspan="5">施策の進捗状況(実績)</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					施策の進捗状況(目標)					施策の進捗状況(実績)					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
施策の進捗状況(目標)					施策の進捗状況(実績)																																																									
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																					
(参考)測定指標			24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					-																																																						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	14,388 百万円 (12,441 百万円)	18,119 百万円	17,759 百万円	1、2	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての滋養に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。	459
(2) 石綿健康被害救済事業に必要な経費(平成19年度)	8,722 百万円 (8,698 百万円)	8,906 百万円	3,701 百万円	1、2	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付する。	460
(3) 労働保険料の返還等に必要な経費(昭和47年度)	47,110 百万円 (33,683 百万円)	49,338 百万円	52,827 百万円	-	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による還付金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出する。	461

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅳ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標Ⅳ-4-1)							担当 部局名	職業安定局雇用保険課	作成責任者名	雇用保険課長 奈尾 基弘												
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (目標2)セーフティネットとして財政が安定していること							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
予算の状況 (千円)		当初予算(a)	2,679,016,913	2,271,569,542	1,808,514,106	1,786,896,600	1,790,855,315	1,856,763,566		-	-	-											
		補正予算(b)	0	296,057,594	0	0	0	0															
		繰越し等 [◎]	0	0	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	2,679,016,913	2,567,627,136	1,808,514,106	1,786,896,600	1,790,855,315	1,856,763,566															
		執行額(千円、e)	1,661,646,310	1,809,452,783	1,660,182,472	1,528,712,545	/	/															
		執行率(％、e/d)	62.0%	70.5%	91.8%	85.6%	/	/															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付：労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付：失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付：労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付：労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令：雇用保険法第10条等							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28																			
○			○																				
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	集計中 25年度	30%以上 毎年度	24年度 26.5%以上 27年度 27.7% 28年度 31.2%	25年度 30%以上 毎年度 前年度(8,286件)以下 7,127	26年度 30%以上 毎年度 前年度(7,127件)以下 6,274	27年度 - 前年度以下 /	28年度 - 前年度以下 /	29年度 - 前年度以下 /	公共職業安定所における主要業務に係る指標であり、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通しや平成25年度の実績見込み等を踏まえて設定した。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)														
2 不正受給の件数	集計中 25年度	前年度以下 毎年度	24年度 7,127	25年度 6,274	26年度 /	27年度 /	28年度 /	29年度 /	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため、不正受給の件数が前年度以下となることを目標として設定した。														
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
-	-		-	-	-	-	-	-	-	-													

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
3 失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)		17,628	集計中	/	/	/	
4 失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)		17,460	集計中	/	/	/	
5 失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)		59,257	集計中	/	/	/	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 失業等給付費 (昭和49年度)	17,790億円 (15,770.5億円)	17,514億円 (15,015.7億円)	17,561.8 億円	1,2,3,4,5	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。	581
(2) 雇用保険活用援助事業費 (平成7年)	2.9億円 (2.7億円)	2.9億円 (2.9億円)	2.6億円	—	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。	582

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名		技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)						担当 部局名	職業能力開発局能力評価課	作成責任者名	能力評価課長 伊藤 正史		
施策の概要		本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。						政策体系上の 位置づけ	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること				
施策の予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		当初予算(a)	955,514	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755		4,243,475	-	-	-	
		補正予算(b)	-	-	-	-	-		-				
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-		-				
		合計(d=a+b+c)	955,514	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755		4,243,475				
執行額(千円、e)	729,300	690,599	609,376	3,739,829	-	-							
執行率(%、e/d)	76.3%	96.7%	97.7%	91.8%	-	-							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)		職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(計画期間:平成23年度~27年度)において、 ・「労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇面を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。」 ・「若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検奨励に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。」とされている。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 3級技能検定の受検者数	239,461人	平成25年度	前年度実績以上	平成26年度	前年度実績以上 253,067人	前年度実績以上 239,461人	前年度実績以上	-	-	3級技能検定は、主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定の受検者数により若年者へ技能の振興が効果的・効率的に行われているか把握できるため、目標値として選定した。			
2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	89%	平成25年度	80%	平成26年度	80%	80%	80%	-	-	技能五輪全国大会の若年来場者のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合が(大会の来場者に対して調査を実施)により、本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させることができているか把握できるため、目標値として設定した。			
3 ものづくりマイスターの認定者数(累計値)	3,116人	平成25年度	4,500人	平成26年度	-	1,400人	4,500人	-	-	ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若年技能者に対して技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導等を行う制度であり、ものづくりマイスターの認定者数により、効果的な技能の向上及び後継者の育成等を行う基盤ができているか把握できるため、目標値として設定した。			
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			施策の進捗状況(実績)										
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)	26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						平成26年度行政事業レビュー事業番号			
(1) 技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)	6億円 (6億円)	40億円 (37億円)	41億円	1,2,3	企業や業界団体による主体的な取組を活用し、技能労働者の優れた技能の重要性について企業や国民に広く啓発する技能士活用強化事業の展開を図るとともに、優れた技能者の製作実演や作品に直接触れたり、若年技能者との交流等を通じて、若年者に対し技能の魅力や素晴らしさを訴え、技能に対する関心・興味を喚起する。 また、技能の素晴らしさ、重要性について若者をはじめとした国民各層に深く浸透させるための各種技能競技大会や卓越した技能者の表彰をはじめとする各種表彰等に加え、若年技能者人材育成支援等事業を実施し、技能の受け皿となる若年人材の継続的な確保等を実現させる。						620		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(VI-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							担当 部局名	雇用均等・児童家庭局総務課少子化 対策企画室		作成責任者名	少子化対策企画室長 竹林悟史											
施策の概要	本施策は、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを 支援する社会を実現すること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	36,701,914	50,442,797	30,796,733	2,476,474	81,363 (130,082,857)	25,118 (102,579,723)		「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定	「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支 援の拠点やネットワークの充実を図られるように地域におけ る子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」											
		補正予算(b)	-	-66,543	<55,674,798>	581,382 (16,861,717)	-	-															
		繰越し等c	-15,119	74,550	-	812,157	-	-															
	合計(d=a+b+c)		36,686,795	50,450,804	30,796,733	3,870,013	81,363	-		-	-	-	-	-	-								
執行額(千円、e)		35,448,153	37,194,382	29,781,284	3,727,260	-	-	-	-	-	-	-	-										
執行率(%、e/d)		96.6%	73.7%	96.7%	96.3%	-	-	-	-	-	-	-	-										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、平成26年度におい ては、平成27年度から本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、子ども・子育て支援法附則第10条に基づく「保育緊急確保事業」として、事業を実施する。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市 町村割合	84.1%	平成21年7 月	100%	平成26年度	-	-	100%	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョ ンの数値目標を目標値として設定した。													
2 養育支援訪問事業の実施市町村 割合	55.4%	平成21年7 月	100%	平成26年度	-	-	100%	-	-	同上													
3 ショートステイ事業の実施施設箇 所数	613か所	平成20年 度	870か所	平成26年度	-	-	870か所	-	-	同上													
4 トワイライトステイ事業の実施施設 箇所数	304か所	平成20年 度	410か所	平成26年度	-	-	410か所	-	-	同上													
5 ファミリー・サポート・センター事業 の実施箇所数	570か所	平成20年 度	950か所	平成26年度	-	-	950か所	-	-	同上													
6 地域子育て支援拠点事業の実施箇 所数(市町村単独分を含む)	7,100か所	平成21年 度 (見込)	10,000か 所	平成26年度	-	-	10,000か所	-	-	同上													
7 一時預かり事業の利用児童数	延べ 348万人	平成20年 度	延べ 3,952万人	平成26年度	-	-	延べ 3,952万人	-	-	同上													
					延べ 387万人	延べ406万人 (交付決定ベース)																	

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成26年度行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度						
子育て支援対策臨時特例交付金 (1) (安心子ども基金) (平成20年度)	1675.1億 円の内数	168.6億円 の内数 (168.6億 円)	1300.8億 円 の内数	-	次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため、子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)により事業を実施する。	636		
(2) ボランティア育成支援等事業費 (平成17年度)	1.3億円 (1.3億円)	0.8億円 (0.8億円)	0.6億円	-	子育て支援指導者や子育てサークルリーダー、子育てNPO等、子育てボランティアを育成・支援するための研修等を実施。	638		
子ども・子育て支援の推進に必要な (3) 経費の共通経費 (平成14年度)	0.07億円 (0.06億)	0.07億円 (0.06億 円)	0.07億円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための関係資料の印刷製本費や通信運搬費等を支出するもの。	639		
(4) 保健福祉調査委託費 (平成23年度)	0.9億円 (0.6億)	0.7億円 (0.6億円)	0.2億円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援サービスの実施状況、子どもと家族が置かれている状況、子育て家庭の意識等の把握、分析等について調査を実施する。(一般競争入札により、受託先を選定。)	640		
(5) 児童福祉施設整備費(復興関係事 業) (平成23年度)	100億円 (8億円)	3.4億円 (3.3億円)	-	-	東日本大震災を受け、被災した児童福祉施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助する。	641		
(参考)								
保育緊急確保事業費補助金	-	-	1,403.4億 円の内数	1,2,3,4,5,6,7	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などの子ども・子育て支援新制度に基づき市町村が実施する事業について「保育緊急確保事業」として先行的に実施する。(厚生労働省で実施要綱を作成し、実施される事業について、平成26年度より保育緊急確保事業として予算を内閣府に計上。)	-		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(VI-2-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。(施策目標VI-2-3)						担当部署名	雇用均等・児童家庭局保育課	作成責任者名	保育課長 朝川 知昭									
施策の概要	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施している。						政策体系上の位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること。 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること。											
施策の予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)								
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	382,187,730	404,815,686	426,703,178	458,193,049	489,545,755		488,805,171	①「子ども・子育てビジョン」 ②待機児童解消加速化プラン ③経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(閣議決定) ④日本再興戦略-JAPAN is BACK-(閣議決定)	①平成22年10月29日 ②平成25年4月19日 ③・④平成25年6月14日	①2. (5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるよう に、3. (9)多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ ②6. 女性が輝く日本(待機児童解消加速化プラン) ③第3章3. (1)②待機児童解消 ④1. 2. ④女性の活躍促進							
		補正予算(b)	0	0	0	0	-		-										
		繰越し等(c)	0	0	0	0	-		-										
	合計(d=a+b+c)	382,187,730	404,815,686	426,703,178	458,193,049	489,545,755	-												
	執行額(千円、e)	372,602,233	391,093,692	411,584,744	428,852,652	-	-		-										
執行率(%、e/d)	97.5%	96.6%	96.5%	93.6%	-	-	-												
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約7万人ずつ増加する目標値等を設定した。また、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」では、平成25・26年度で約20万人分、保育ニーズのピークが見込まれる平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、待機児童解消を目指すこととしている。						政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28															
○			○																

測定指標(定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 保育所受入児童数	215万人	平成21年度末見込み 246万人	平成26年度	-	-	246万人	-	-	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンに基づき数値目標を設定している。 ※ 都道府県等を通じた調査結果によるものであり、平成21年度の79万人(推計値)とはベースが異なる(基準年度に最も近い前者による実績値は、69万人(平成22年度))。
2 家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	0.3万人	平成21年度見込み 1.9万人	平成26年度	-	-	1.9万人	-	-	
3 延長保育等の保育サービス(利用児童数)	79万人	平成21年度見込み 96万人	平成26年度	-	-	96万人	-	-	
4 病児・病後児保育(利用児童数)	延べ31万人	平成20年度 延べ200万人	平成26年度	-	-	延べ200万人	-	-	
5 認定こども園認定件数	358ヶ所	平成12年度 2000ヶ所	平成26年度	-	-	2,000ヶ所	-	-	
				229万人	集計中				
				0.4万人	0.5万人(交付決定ベース)				同上
				75万人※	集計中				同上
				延べ45万人	延べ52万人(交付決定ベース)				同上
				1,099ヶ所	1,359ヶ所				同上
測定指標(定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)						
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 保育所運営費 (昭和23年度)	396,225百万円 (384,486百万円)	425,625百万円 (400,139百万円)	458,111百万円	1, 5	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担する。	652
(2) 保育サービスの推進に必要な経費 (平成20年度)	16百万円 (12百万円)	15百万円 (13百万円)	21百万円	-	保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を行う。	653
(3) 特定保育事業 (平成15年度)	525百万円 (477百万円)	554百万円 (520百万円)	554百万円	-	保育の実施の対象とならない就学前児童を対象に、保育所等において就学前の児童を一定程度(1ヶ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育するための経費を補助する。	654
(4) 休日・夜間保育事業 (平成元年度)	780百万円 (575百万円)	808百万円 (589百万円)	838百万円	-	休日等や夜間において保育に欠ける児童を対象に、保育所等で保育を実施するにあたり必要な経費を補助する。	655
(5) 病児・病後児保育事業 (平成6年度)	4,065百万円 (3,381百万円)	4,841百万円 (3,623百万円)	5,196百万円	4	病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業(病児対応型・病後児対応型)、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業(体調不良児対応型)、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業(非施設型(訪問型))に対して必要な経費を補助する。	656
(6) 待機児童解消促進等事業 (平成12年度)	2,963百万円 (1,374百万円)	3,085百万円 (1,466百万円)	167百万円	2	待機児童解消等のため、保育所分園推進事業及び認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するための経費を補助する。 ※家庭的保育事業については、平成26年度より保育緊急確保事業(内閣府所管)として実施。	657
(7) 保育環境改善等事業 (平成14年度)	137百万円 (61百万円)	137百万円 (53百万円)	140百万円	-	利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所、保育所分園、病児・病後児保育等を実施する施設を設置する場合の改修費等の補助を行う。	658
(8) 特別保育等推進施設の助成 (平成7年度)	86百万円 (86百万円)	86百万円 (86百万円)	89百万円	-	社会福祉法人等が設置・運営する保育所が、延長保育や一時保育などの特別保育事業等を実施するために必要な施設の改修等の経費に対し助成を行う。	659
(9) 事業所内保育施設等運営適正化事業 (平成7年度)	53百万円 (53百万円)	51百万円 (51百万円)	52百万円	-	事業所内保育施設等の保育従事者を対象とした研修等に必要な経費の助成を行う。	660
(10) 企業委託型保育施設等支援助成事業 (平成10年度)	103百万円 (96百万円)	103百万円 (97百万円)	104百万円	-	企業が深夜や休日における事業所内保育施設の運営を社会福祉法人に委託する場合に、当該法人の受託機能の強化を図るために必要な経費、事業所内保育施設等の運営内容や保育サービス提供のあり方等について、施設設置者や保育従事者に対して、技術的な助言指導を行うために必要な経費、保育所の保育士等に対する研修に必要な経費を助成する。	661
(11) ベビーシッター派遣事業(平成6年度)	229百万円 (229百万円)	229百万円 (228百万円)	229百万円	-	事業所の従業員が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合、双生児を養育する家庭の保護者の育児疲れの解消や他に就学前児童のいる家庭の産前産後期にある母親の育児支援を目的としてベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料の一部を助成する。	662
(12) ベビーシッター研修事業(平成21年度)	37百万円 (37百万円)	37百万円 (36百万円)	34百万円	-	ベビーシッター事業者及びベビーシッターに従事する者に対する研修及びベビーシッターの普及啓発を行う。	663
(13) 保育問題調査研究事業(平成7年度)	116百万円 (116百万円)	94百万円 (93百万円)	96百万円	-	保育需要の多様化等社会の変化に対応した保育サービスを提供する保育所について調査研究を実施する。	664
(14) 延長保育促進事業(昭和56年度)	21,369百万円 (20,603百万円)	22,528百万円 (21,851百万円)	23,915百万円	3	市町村以外の者の設置する保育所の11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の始期及び終期前後の時間において、さらに30分以上延長保育を実施するための経費を補助する。	665